

日バス協技第293号
令和2年9月10日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 三澤 憲一
安全輸送委員長
委員長 長尾 真

新型コロナウイルス感染症の影響等で休業や休車を実施した後、運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記の件、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、休業等を余儀なくされている事業者においては、乗務員の運転業務を休止したり、休車届を提出した車両の定期点検を行っていない状況にあるものと存じます。

今後、運行を再開し、乗務員を業務に復帰させる際には、運転技量の確認や、車両の点検整備等を十分に実施していただきたいと考えます。

輸送の安全の確保は自動車運送事業者の最大の使命であることから、運行を再開する場合においては、安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し、事故防止対策が図られるよう下記事項について周知徹底をお願いいたします。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
 - (1) 確実に点呼を実施すること。

(2) 乗務員の健康状態を確実に把握すること。

2. 運行再開にあたっては、実際の車両を使用した教習等により乗務員の運転技量を十分確認した上で、運転業務に復帰させること。

3. 休車を届け出ている車両については、休車明けに必ず定期点検を実施すること。加えて、運行前には点検整備を確実に実施し安全の確保を最優先するよう徹底すること。

以上

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015